

## ○香春町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則

平成14年3月29日

規則第2号

香春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和50年規則第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び香春町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成14年香春町条例第2号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)及び香春町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(以下「条例」という。)の例による。

(一般廃棄物処理計画)

第3条 条例第18条第1項に規定する一般廃棄物処理計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の減量の方策に関する事項
- (3) 一般廃棄物の再利用の方策に関する事項
- (4) 一般廃棄物の収集、運搬、中間処理及び最終処分方法及び能力
- (5) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の方法
- (6) 条例第19条第1項の規定による適正処理困難物の品目指定
- (7) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(一般廃棄物処理の届出)

第4条 条例第20条の規定により、新たに土地若しくは建物の占有又は管理を開始、変更又は廃止するときは、一般廃棄物処理届出書(様式第1号)によつてしなければならない。

2 町長は、前項の申請を受理したときは、一般廃棄物処理通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(分別排出の基準)

第5条 町民は、町が行うごみの収集(以下「定期収集」という。)を受けるときは、次の各号に掲げる基準により、廃棄物を搬出しなければならない。

- (1) もえるごみについては、もえるごみ専用袋に収納すること。
- (2) 飲食用のビン及びカン(資源ごみ(不燃物)専用袋にそれぞれ区別して収納すること。
- (3) 前号以外の不燃性ごみについては、もえないごみ専用袋に収納すること。
- (4) ペットボトル、新聞紙、雑誌類、紙パック及び布類については、資源ごみ(可燃物)専用袋にそれぞれ区別して収納すること。
- (5) ダンボールについては、おおむね縦1,000ミリメートル、横800ミリメートル、厚さ300ミリメートルの大きさにひも等で結束し、1個につき1枚の証紙を貼付すること。
- (6) 指定袋に収納することが困難な、粗大ごみについては、おおむね10kgにつき1枚の証紙を貼付すること。なお、10kg未満は10kgとみなす。

(家庭廃棄物の排出基準)

第6条 定期収集における家庭廃棄物の排出場所の基準は、次のとおりとする。

- (1) 原則として通り抜けのできる幅員4メートル以上の道路に面し、収集車が安全かつ円滑に作業できる場所であること。
  - (2) 前号の基準を満たすことが困難な場合は、収集車が進入して反転することができる敷地を確保すること。
  - (3) 排出場所は、ごみの飛散及び流出を防止するよう必要な措置を講じ、清潔の保持に努めること。
  - (4) 排出場所の設置基準は、利用世帯が5世帯以上とする。
  - (5) 集合住宅を建設する者、又は住宅団地を開発する者は、排出場所を設置するよう努めなければならない。
  - (6) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認める場合
- 2 定期収集における家庭廃棄物の1回当たり排出量の基準は、次のとおりとする。
- (1) 前条第1号に規定するごみについては、1世帯につき当該指定袋(大)に換算して2個以下とし、ごみ収集日が休業日となつた場合、次の定期収集日においては、1世帯につき当該指定袋

(大)に換算して4個以下とする。

(2) [前条第2号](#)から[第5号](#)に規定するごみについては、1世帯につき当該指定袋(大)に換算してそれぞれ2個以下とする。

(3) 粗大ごみは、1世帯につき5個以下とする。

3 [前項](#)に規定する量を超えるごみを排出しようとする町民は、自ら処理施設へ搬入しなければならない。

4 家庭廃棄物を自ら処理施設へ搬入するときは、[前条](#)に規定する分別排出基準を適用する。

(町が収集する事業系一般廃棄物)

第7条 一般廃棄物処理計画に定めるところにより、家庭廃棄物の処理に支障がない限りにおいて定期収集することができる。

2 [前項](#)に規定する量を超えるごみを排出しようとする事業者は、自ら処理施設へ搬入するか、許可業者にその収集及び運搬を委託しなければならない。

3 事業系一般廃棄物の収集及び運搬を許可業者に委託するときは、[第5条](#)に規定する分別排出基準を適用する。

4 事業系一般廃棄物の収集及び運搬について、福祉施設等で町長が必要と認める場合は、別に定める。

(併用建築物)

第8条 住居と事業所を併用する建築物の占有者は1事業者とみなし、[前条](#)の規定を適用する。

(定期収集の回数)

第9条 [第5条](#)に規定する分別排出に対する定期収集の回数は、次のとおりとする。

(1) もえるごみについては、週2回

(2) ペットボトル、新聞紙、雑誌類、紙パック、ダンボール、布類、カン、ビン及びもえないごみについては、それぞれ月1回

(3) 粗大ごみについては、年3回

(施設への直接搬入基準)

第10条 占有者が、自らごみを処理施設に搬入する場合は、[次の各号](#)に掲げるとおりとする。

(1) 運搬車等は、ごみの飛散、流失及び悪臭が漏れないよう必要な措置を講じること。

(2) 処理施設内においては、ごみの内容の確認要請に応じる等、当該施設の管理者の指示に従うこと。

(指定袋及び証紙の様式)

第11条 [第5条](#)に規定する指定袋及び証紙の様式は[別表](#)に掲げるとおりとする。

(ごみ減量化・分別推進員)

第12条 町長は、ごみの減量化、再利用の促進、分別排出の徹底及び地域の清潔保持等の推進に熱意と識見を有する者のうちから、香春町ごみ減量化・分別推進員及び同補助員を委嘱することができる。

(事業系一般廃棄物の保管場所の設置基準)

第13条 [条例第13条](#)に規定する事業系一般廃棄物の保管場所の基準は、次のとおりとする。

(1) 原則として幅員4メートル以上の道路に面し、収集車が安全かつ円滑に作業できる場所であること。

(2) [前号](#)の基準を満たすことが困難な場合は、収集車が進入して反転することができる敷地面積を有すること。

(3) 事業系一般廃棄物を十分に収容できる面積を有し、付近の景観を損なわない場所であること。適切な場所の確保が困難な場合は、付近の景観を損なわない構造のごみ置場を設置すること。又、一般廃棄物を保管する場所は安全に配慮し、第三者がみだりに立ち入ることができないような措置をとらなければならない。

(多量排出事業者の基準)

第14条 [条例第14条第1項](#)に規定する多量排出事業者とは、[次の各号](#)の一に該当する事業者をいう。

(1) 事業系一般廃棄物を月平均2トン以上又は年24トン以上排出する事業者

(2) 事業系一般廃棄物をもえるごみ専用指定袋(大)に換算して月平均200枚以上又は年2,400枚以上排出する事業者

(廃棄物管理責任者)

第15条 多量排出事業者は、[条例第14条第2項](#)に規定する廃棄物管理責任者の届出を当該事業から排出される事業系廃棄物を管理することができる者のうちから1名を選任し、廃棄物管理責任者選任(解任)届([様式第3号](#))により、町長に提出しなければならない。

2 多量排出事業者は、[前項](#)の規定による届出に変更があつた場合は、その事実が生じた日から30日以内に廃棄物管理責任者選任(解任)届により、町長に提出しなければならない。  
(減量及び再利用計画)

第16条 多量排出事業者は、[条例第14条第3項](#)に規定する廃棄物の減量及び再利用に関する計画を、事業系一般廃棄物の減量及び再利用に関する計画書([様式第4号—1](#)、[様式第4号—2](#))により、毎年5月31日までに町長に提出しなければならない。  
(報告書の提出)

第17条 多量排出事業者は、町長が必要と認めるときは、[前条](#)の規定により提出された計画書に対する実績報告書([様式第5号—1](#)、[様式第5号—2](#))を提出しなければならない。  
(再利用対象物の保管場所の基準)

第18条 [条例第14条第5項](#)の規定による再利用対象物の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の保管場所を明確に区別し、再利用対象物に廃棄物が混入しないようにすること。
- (2) 再利用対象物を十分に収納できる面積を有すること。
- (3) 搬入及び搬出等の作業は安全かつ容易であること。
- (4) 保管場所には、「再利用対象物」の表示を行うこと。

(一般廃棄物処理手数料の減免申請)

第19条 [条例第25条](#)に規定する一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書([様式第6号](#))を町長に提出しなければならない。  
(職責を示す証明書)

第20条 [条例第29条第2項](#)の証明書の様式は、[様式第7号](#)のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行前に、改正前の香春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則中にこれに相当する規定があるときは、この規則によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際、政令に基づく一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可を受けている者については、改正後の規則に基づく一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可を受けた者とみなす。この場合において、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可期間は、その手続で許可された期間とする。

附 則(平成14年10月1日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月22日規則第10号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年5月14日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月13日規則第6号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和3年4月1日規則第22号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月18日規則第7号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年7月4日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

附 則(令和7年3月4日規則第2号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表(第11条関係)

種別	指定袋等の表示	寸法(mm)			材質	地の色	文字の色
		縦	横	厚さ			
もえるごみ専用袋(大)	1 もえるごみ 2 町章 3 町名 4 識別番号	750	650	0.030	低密度ポリエチレン	赤色	青色
もえるごみ専用袋(小)	1 もえるごみ 2 町章 3 町名 4 識別番号	600	500	0.030	低密度ポリエチレン	赤色	青色
資源ごみ(可燃物)専用袋(大)	1 資源ごみ 2 町章 3 町名 4 識別番号	750	650	0.030	低密度ポリエチレン	黄色	黒色
資源ごみ(可燃物)専用袋(小)	1 資源ごみ 2 町章 3 町名 4 識別番号	600	500	0.030	低密度ポリエチレン	黄色	黒色
資源ごみ(不燃物)専用袋(大)	1 空きカン専用 空きビン専用 2 町章 3 町名 4 識別番号	800	500	0.040	低密度ポリエチレン	青色	黒色
資源ごみ(不燃物)専用袋(小)	1 空きカン専用 空きビン専用 2 町章 3 町名 4 識別番号	600	500	0.040	低密度ポリエチレン	青色	黒色
もえないごみ専用袋	1 もえないごみ 2 町章 3 町名 4 識別番号	800	500	0.040	低密度ポリエチレン	無色	赤色
粗大ごみ・ダンボール用証紙	1 証紙 2 手数料の額 3 粗大ごみ 4 ダンボール 5 町名	80	100	—	1m <sup>2</sup> 当たりの重さが75g以上の防水加工を施したクラフト紙	白色	赤色
家電リサイクル法収集運搬料(町収集分)証紙	1 家電リサイクル法収集運搬料(町収集分) 2 手数料の額 3 町名	110	148	—	1m <sup>2</sup> 当たりの重さが75g以上の防水加工を施したクラフト紙	白色	黒色

様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

一般廃棄物処理届出書(開始・変更・廃止)

年 月 日

(あて先)香春町長

住 所

氏 名

電話番号

下記の土地(又は建物)の一般廃棄物の処理を(開始・変更・廃止)したいので届け出します。

一般廃棄物の種類	可燃ごみ	不燃・資源・粗大ごみ
開始・変更・中止年月日	年	月 日から
排出場所	香春町大字	番地 地先
利用世帯数	戸	
その他特記事項		
<p>※位置図を添付すること。          ※排出場所の土地所有者又は管理者の承諾又は許可については、申請者の責任において処理すること。</p>		

一般廃棄物排出場所の基準

- (1) 原則として通り抜けのできる幅員4メートル以上の道路に面し、収集車が安全かつ円滑に作業できる場所であること。
- (2) 前号の基準を満たすことが困難な場合は、収集車が進入して反転することができる敷地を確保すること。
- (3) 排出場所は、ごみの飛散及び流出を防止するよう必要な措置を講じ、清潔の保持に努めること。
- (4) 排出場所の設置基準は、利用世帯が5世帯以上とする。

様式第2号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

(公印省略)

一般廃棄物処理(許可・不許可)通知書

年 月 日

住 所  
氏 名

香春町長

年 月 日付で届出のあった下記の土地(又は建物)の一般廃棄物の処理(開始・変更・廃止)を(許可・不許可)するので通知します。

一般廃棄物の種類	可燃ごみ	不燃・資源・粗大ごみ		
開始・変更・中止年月日	年 月 日から			
排出場所	香春町大字	番地	地先	
利用世帯数	戸			
特記事項又は不許可理由				

許可の条件

- (1) 排出場所は、ごみの飛散及び流出を防止するよう必要な措置を講じ、清潔の保持に努めること。
- (2) 香春町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第5条に規定にする分別収集基準により、廃棄物を搬出すること。
- (3) 規則第6条により、定期収集における家庭廃棄物の排出の基準は、次のとおりとする。
  - ① 可燃ごみについては、1世帯につき当該指定袋(大)に換算して2個以下とし、ごみ収集日が休業日となった場合、次の定期収集日においては、1世帯につき当該指定袋(大)に換算して4個以下とする。
  - ② 資源ごみ及び不燃ごみについては、1世帯につき当該指定袋(大)に換算してそれぞれ2個以下とする。
  - ③ 粗大ごみは、1世帯につき5個以下とする。
- (4) 引越しやなどにより、前号に規定する量を超えるごみを排出しようとする場合は、自ら処理施設へ搬入しなければならない。
- (5) 排出場所の清潔保持が保てない場合や分別収集基準が守れない場合は、許可を取り消すことがあります。
- (6) 排出場所にて回収されなかったごみについては、管理者及び利用者において処理等の対応をすること。
- (7) 排出場所(土地又は建物)での問題は、管理者及び利用者の責任において解決すること。

様式第3号(第15条関係)

様式第3号(第15条関係)

廃棄物管理責任者選任(解任)届

年 月 日

(あて先)香春町長

申請者 所在地

事業所名

電話番号

代表者氏名

香春町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第14条第2項の規定により、廃棄物管理責任者を選任(解任)したので届けます。

事業所名			
事業所の所在地		香春町	
廃 棄 物 管 理 責 任 者	選 任	氏名	
		所属部署	
		役職	
		電話番号	
		選任年月日	年 月 日
解 任	氏名	氏名	
		所属部署	
		役職	
		選任年月日	年 月 日
		解任理由	

様式第4号—1(第16条関係)

様式第4号—1(第16条関係)

事業系一般廃棄物の減量及び再利用に関する計画書

年 月 日

(あて先)香春町長

申請者 所在地

事業所名

電話番号

代表者氏名

香春町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第14条第3項の規定により、事業系一般廃棄物の減量及び再利用に関する計画書を提出します。

事業所名					
事業所の所在地		香春町			
廃棄物管理責任者	氏名				
	所属部署				
	役職				
	電話番号				
建築物の用途	事務所 宿泊施設 その他( )	小売店 病院	工場 学校	飲食店 官公署(公共施設)	
事業所の規模	地上 地下	階 階	延べ床面積	m <sup>2</sup>	
従業員数	人(テナント従業員数を含む)				
廃棄物の保管場所		ヶ所	延べ	m <sup>2</sup>	
再利用対象物の保管場所		ヶ所	延べ	m <sup>2</sup>	

様式第4号—2(第16条関係)

様式第4号—2(第16条関係)

		処理方法別排出量				E 排出量 合計(kg) A+B+C +D	資源化率 (%) D/E
		A 許可業者 収集による収集	B 処理施設への直 接搬入	C 自社内 での自己 処理	D 資源回 収団体へ の引渡し		
前年度実績(年度)	紙類	新聞					
		雑誌					
		ダンボール					
		OA用紙					
		その他紙					
		生ごみ類					
		プラスチック類					
		ビン類					
		カン類					
		その他可燃物					
		その他不燃物					
		その他					
		①合計					
	今年度計画(年度)	紙類	新聞				
雑誌							
ダンボール							
OA用紙							
その他紙							
		生ごみ類					
		プラスチック類					
		ビン類					
		カン類					
		その他可燃物					
		その他不燃物					
		その他					
		②合計					
排出量の増減(kg)							
②-①							
対前年度比(%)							
②/①							
事業系一般廃棄物の収集運搬を依頼している場合、許可業者名を記入してください							
資源回収業者に引き渡している場合、業者名と資源化物の種類を記入してください							
業者名				資源化物			
業者名				資源化物			
業者名				資源化物			
業者名				資源化物			

様式第5号—1(第17条関係)

様式第5号—1(第17条関係)

事業系一般廃棄物の減量及び再利用に関する計画書に対する実績報告書

年 月 日

(あて先)香春町長

申請者 所在地

事業所名

電話番号

代表者氏名

香春町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第18条により、事業系一般廃棄物の減量及び再利用に関する計画書に対する実績報告書を提出します。

事業所名					
事業所の所在地		香春町			
廃棄物管理責任者	氏名				
	所属部署				
	役職				
	電話番号				
建築物の用途	事務所 宿泊施設 その他( )	小売店 病院	工場 学校	飲食店 官公署(公共施設)	
事業所の規模	地上 地下	階 階	延べ床面積	m <sup>2</sup>	
従業員数	人(テナント従業員数を含む)				
廃棄物の保管場所		ヶ所	延べ	m <sup>2</sup>	
再利用対象物の保管場所		ヶ所	延べ	m <sup>2</sup>	

様式第5号—2(第17条関係)

様式第5号—2(第17条関係)

		処理方法別排出量				E 排出量 合計(kg) A+B+C +D	資源化率 (%) D/E
		A 許可業者 収集による収集	B 処理施設への直 接搬入	C 自社内 での自己 処理	D 資源回 収団体へ の引渡し		
今年度計画 ( 年度)	紙類	新聞					
		雑誌					
		ダンボール					
		OA用紙					
		その他紙					
	生ごみ類						
	プラスチック類						
	ビン類						
	カン類						
	その他可燃物						
	その他不燃物						
	その他						
	①合 計						
	今年度実績 ( 年度)	紙類	新聞				
雑誌							
ダンボール							
OA用紙							
その他紙							
生ごみ類							
プラスチック類							
ビン類							
カン類							
その他可燃物							
その他不燃物							
その他							
②合 計							
排出量計画値と実績 地の差(kg)②-①							
対計画値比率(%) ②/①							
事業系一般廃棄物の収集運搬を依頼している場合、許可業者名を記入してください							
資源回収業者に引き渡している場合、業者名と資源化物の種類を記入してください							
業者名				資源化物			
業者名				資源化物			
業者名				資源化物			
業者名				資源化物			

様式第6号(第19条関係)

様式第6号(第19条関係)

一般廃棄物処理手数料減免申請書

年 月 日

(あて先)香春町長

申請者

住所又は所在

氏名又は名称

香春町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第26条の規定により、次のとおり一般廃棄物処理手数料の減免を受けたいので申請します。

廃棄物の種類	
減額・免除の別	減 額 ・ 免 除
減免の理由	

申請前に、手数料を支払っている場合は、支払った金額と、振込先の口座(銀行、農協又は信金)を記入し、領収書を添付してください。

手数料請求及び口座振込申出書					
明 細	手数料の種類	数量	金 額		摘 要
合 計 金 額					
振 込 口 座	金融機関名	支 店 名	フリガナ		
			口 座 名 義 人		
	種 目	口 座 番 号			
	普通・当座				

様式第7号(第20条関係)

様式第7号(第20条関係)

(表)

		第 号
香春町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する 条例第29条第2項の規定による証明書		
所 属		(写真)
役 職		
氏 名		
年 月 日発行		香春町長 ㊟

(裏)

この証明書を携帯する者は、香春町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例により、立ち入り検査の職権を有する者で、その関係条文は次のとおりである。

香春町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例抜粋

(立入検査)

第1条 町長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量又は処理に関し必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その職責を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

※根拠法令：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条」